

■特設人権相談所(無料)の開設について

(総務課)

特設人権相談所では、法務省から委嘱された町の人権擁護委員と法務局職員が、住民のみならずさまの人権に関する問題についての相談に応じます。

秘密の取り扱いとなりますので、お気軽にご相談ください。

※詳しくは広報12月号の折り込みチラシでご確認ください。

○日時 12月5日(月)

午前10時から午後3時まで

○場所 ふれあいセンター

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595



11月13日は「県民の日」です

県民の日は、郷土の歴史を知り、自治の意識を高め、県民のより豊かな生活と県の躍進を期する日として、昭和43年に毎年11月13日と定められています。

県民の日には、郷土いばらきの自然や歴史、文化の再発見にお出かけになってはいかがでしょうか

ようか。県関係施設で施設入場料優遇などの情報については、県ホームページをご覧ください。

さしま健康交流センター 遊楽里の休館のお知らせ

さしま健康交流センターでは、機器の点検・補修工事のため、次の期間を休館することとなりました。

○休館期間

11月14日(月)から21日(月)まで

なお、11月14日(月)及び11月21日(月)は定期休館日です。

※プールのみ11月22日(火)までご利用できません。

○お問い合わせ

さしま健康交流センター 遊楽里

☎0297(20)9822

猿島コミュニティセンター 水泳教室のお知らせ

○対象者 猿島郡内、坂東市内及び古河市内(旧古河市は除く)に在住または在勤者で18歳から65歳までの心身ともに健康な方

○開催期間等

①初級クロール・コース

水慣れから息継ぎまでクロールの基礎を学びたい方

平成24年1月11日(水)から3月

14日(水)まで
毎週水曜日(全10回)

②中級・コース

クロールを中心に平泳ぎ・背泳ぎ等レベルアップを目指します。(クロールで25M以上泳げる方が対象となります。)

平成24年1月12日(木)から3月15日(木)まで

毎週木曜日(全10回)

※開講時間(全コース)
午後1時30分から2時30分まで

○募集人員

①初級クロール・コース30名

②中級・コース25名

※先着順に受付し、定員になり次第締め切ります。

○参加費 指導料は無料

(入場料は半額の100円)

○受付に必要な物

認印(同意書へ押印のため)

○受付日

12月4日(日)から11日(日)まで

午前9時から午後4時まで

12月5日(月)休館

○お申し込み方法

猿島コミュニティセンター窓口にて先着順にて受け付けします。申し込みは1人1コースです。お電話での申し込みは受付できません。

○お問い合わせ

猿島コミュニティセンター

☎(87)7223

高齢者虐待を知っていますか

平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法)が制定されましたが、虐待をしている人の半数以上が、自覚なしに虐待にあらる行為をしています。調査結果があります。

気づかないまま不適切な対応をしていますか?身近な方で困っている人はいませんか?次のチェックリストで確認してみましょう。

言ったようにできないのでつい手が出たり、怒鳴ってしまう	高齢者虐待防止法には、虐待に気づいた人は町や警察に通報する義務があることが定められています。しかし、虐待に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族等に遠慮したりすることから周囲には見えにくいものです。適切なサービスを利用することで虐待を防ぎ、止めることもできます。「虐待かな?」と迷った時には地域包括支援センターにご相談ください。(☎84)0006)
悪いことだとわかってもらうため、叫びたりする	
高齢者が話しかけても無視してしまう	
介護や世話が大変なので、面倒をみない	
高齢者の年金等を管理し、本人に無断で生活費としている	
高齢者を訪ねてくる人がいても会わせないようにしている	
認知症により徘徊するので、部屋から出さない	
高齢者は介護・医療サービスを希望しているが、制限している	

厚生労働省が高齢者虐待防止法に基づく対応状況に関して、全国の調査結果を公表(厚生労働省ホームページに掲載)したことから、県でも県内の結果について公表しております。その概要は次のとおりです。

主な調査結果		(件)
施設での虐待	相談・通報件数	7
	うち虐待の事実が認められた件数	0
家庭での虐待	相談・通報件数	388
	うち虐待の事実が認められた件数	260
対象: 65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例 期間: 平成21年4月~平成22年3月		

高齢者虐待防止法には、虐待に気づいた人は町や警察に通報する義務があることが定められています。しかし、虐待に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族等に遠慮したりすることから周囲には見えにくいものです。適切なサービスを利用することで虐待を防ぎ、止めることもできます。「虐待かな?」と迷った時には地域包括支援センターにご相談ください。(☎84)0006)